fundnoteダルトンNAVFセレクトファンド
（愛称：匠のファンド だるとん）

追加型投信／国内／株式

【投資信託説明書（請求目論見書）】

使用開始日：2026 年 5 月 30 日

当ファンドは特化型運用を行います。

この目論見書により行うfundnoteダルトンNAVFセレクトファンド（愛称：匠のファンド だるとん）の募集については、発行者であるfundnote株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2026年3月31日に関東財務局長に提出しており、2026年4月16日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	：fundnote株式会社
【代表者の役職氏名】	：代表取締役社長 渡辺 克真
【本店の所在の場所】	：東京都港区芝5-29-20 クロスオフィス三田909
【縦覧に供する場所】	：該当事項はありません。

fundnote株式会社

＜目次＞

第一部　【証券情報】 1
（１）【ファンドの名称】 1
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 1
（３）【発行（売出）価額の総額】 1
（４）【発行（売出）価格】 1
（５）【申込手数料】 2
（６）【申込単位】 2
（７）【申込期間】 2
（８）【申込取扱場所】 2
（９）【払込期日】 2
（１０）【払込取扱場所】 2
（１１）【振替機関に関する事項】 2
（１２）【その他】 2
第二部　【ファンド情報】 3
第１【ファンドの状況】 3
１【ファンドの性格】 3
２【投資方針】 11
３【投資リスク】 19
４【手数料等及び税金】 23
５【運用状況】 27
第２【管理及び運営】 29
１【申込（販売）手続等】 29
２【換金（解約）手続等】 30
３【資産管理等の概要】 32
４【受益者の権利等】 35
第３【ファンドの経理状況】 36
１【財務諸表】 36
２【ファンドの現況】 36
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 37
第三部　【委託会社等の情報】 38
第１【委託会社等の概況】 38
１【委託会社等の概況】 38
２【事業の内容及び営業の概況】 39
３【委託会社等の経理状況】 40
４【利害関係人との取引制限】 69
５【その他】 69
約款 70

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

fundnoteダルトンNAVFセレクトファンド

（以下、「ファンド」といいます。）

ファンドの愛称を「匠のファンド だるとん」とします。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

ファンドは、fundnote株式会社（以下、必要に応じて「委託会社」といいます。）を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下、必要に応じて「受託会社」といいます。）を受託者とする契約型の追加型証券投資信託です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には、無記名式や記名式の形態はありません。

ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

（参考）

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

①当初申込期間　100億円を上限とします。

②継続申込期間　　1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

①当初申込期間：1口あたり1円とします。

②継続申込期間：取得申込日の翌営業日※1の基準価額※2とします。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

ファンドの基準価額は、委託会社※3にお問い合わせください。また、ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、ご不明な場合には、下記の照会先にお問い合わせください。

照会先：

fundnote株式会社
電話番号 03－6809－4253（受付時間：毎営業日の午前10時～午後３時）
ホームページ　https://fundnote.co.jp

※1 営業日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに毎年12月31日、1月2日および1月3日以外の日をいいます。

※2 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除して得た価額をいいます。ファンドは、1万口あたりの価額で表示します。

※3 2026年1月末現在、ファンドには、委託会社以外の販売会社は設けられておりません。

fundnote株式会社は、ファンドの運用を行う委託会社であると同時に、自らが発行したファンドの受益権を自ら募集する販売会社の機能も有しております。以下、販売会社としての機能を有する委託会社を必要に応じて「販売会社」といいます。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

100万円以上1円単位とします。

（ただし、収益分配金を再投資する場合は、１円以上１円単位）

（７）【申込期間】

①当初申込期間：2026年4月16日から2026年4月30日までとします。

②継続申込期間：2026年5月1日から2026年12月30日までとします。

※2026年12月31日以降、取得申込を行うことはできません。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

詳細につきましては、上記（4）発行（売出）価格に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（９）【払込期日】

申込代金は、販売会社の定める期日までに、販売会社の指定する銀行口座へお振込みください。

各お申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、追加信託金として、受託会社にあるファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。

詳細につきましては、上記（4）発行（売出）価格に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

②ファンドの基本的性格

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく、ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

なお、ファンドが該当しない商品分類および属性区分、その定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧ください。

◎商品分類

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 （　　）
		資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年１回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド
一般	年２回	日本	ファンド・オブ・ファンズ
大型株	年４回	北米	
中小型株	年６回（隔月）	欧州	
債券	年12回（毎月）	アジア	
一般	日々	オセアニア	
公債	その他（　　）	中南米	
社債		アフリカ	
その他債券		中近東（中東）	
クレジット属性（　　）		エマージング	
不動産投信			
その他資産（投資信託証券（株式　一般））			
資産複合（　　）			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

※属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券（株式 一般）です。

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産（投資信託証券（株式　一般））	目論見書または投資信託約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいいます。 目論見書または投資信託約款において、マザーファンドが主として大型株や中小型株に投資する旨の記載があるものにあてはまらない全てのものをいいます。
年１回	目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、マザーファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

③信託金の限度額

150億円を上限とします。

※委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

1 マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、わが国の金融商品取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している株式のうち、本源的価値と現在の株価との乖離が大きい銘柄を厳選して集中的に投資を行います。なお、未上場株式等（未上場株式または未登録株式のうち、金融商品取引法または会社法（平成17年法律第86号）もしくはこれらに準じて開示が行われているもので一般社団法人資産運用業協会規則に定める要件を満たすもの）および未上場株式等を実質的な投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等に投資する場合があります。

2 キャッシュリッチ、かつ割安な銘柄（本源的価値と現在の株価との乖離が大きい銘柄）に集中的に投資を行います。

3 企業の資本効率を高めるための提案を含め、積極的なエンゲージメントを活用して投資先企業のバリューを引き出すことを図ります。

4 上場株式が非公開化された場合等において、未上場株式等もしくは未上場株式等を実質的な投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等に投資する場合があります。未上場株式等（未上場株式等を実質的な投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等を含みます。「4」において以下、同じ。）への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の15%を超えることのないよう運用します。未上場株式等への投資は、上場株式が非公開化された場合となることおよび再上場・被買収の可能性を精査してのものとなること等から、投資機会が限られるため、信託財産において未上場株式等を保有しない期間があります。

5 マザーファンドの運用にあたっては、ダルトン・インベストメンツ・インクに、運用の指図に関する権限の一部（株式等の運用の指図に関する権限）を委託します。

ダルトン・インベストメンツ・インクについて

ダルトン・インベストメンツ・インク（以下、ダルトンと言います。）は、米国ロサンゼルスに運用拠点を置く、主に日本企業への投資を行う投資顧問会社で、1998年にアジア危機から生じた機会を活用するために業務を開始し、1999年に法人化されました。
投資先企業とのエンゲージメント（対話、提案）を通じて、企業の資本効率を高めるためのアプローチを提案し、企業価値向上の働きかけを行うことを特色としています。
現在は、ロサンゼルス、ラスベガス、ニューヨーク、香港、ムンバイ、シドニー、ソウル、東京にオフィスを構えています。経験豊富で多様なチームを持ち、投資機会に対する機敏さと起業家精神を重んじています。長期的な視点で資産を管理し、クライアントに優れたリターンを提供することを目指しています。
また、ダルトンは役職員が自ら所有する会社であり、ダルトンの役職員は投資家とともに自らもダルトンの運用するファンドに投資を行っています。

6 購入の申込みは、2026年12月30日までに限り、毎営業日行うことができる限定追加型の投資信託です。

※「限定追加型」とは、当初設定時から一定期間追加募集を行い、その期間経過後は追加募集をしないタイプの投資信託をいいます。

7 換金の申込みは、年1回、6月25日（休業日のときは翌営業日。ただし、2026年6月25日は除きます。）を解約特定日として受け付けます。
換金の申込期限は、解約特定日の前々々月の25日（3月25日。ただし、休業日のときは翌営業日）とし、換金の申込期間は、当該解約特定日の前の解約特定日の申込期限の日の翌営業日（ただし、2027年6月の解約特定日については、2026年6月1日）から当該解約特定日の申込期限の日までとします。

※換金の申込みの詳細は後掲「4.手続き・手数料等」の「お申込みメモ」および「追加的記載事項」をご参照ください。

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められている「特化型運用」を行うファンドに該当します。当ファンドの実質的な投資候補銘柄群には、寄与度（投資候補銘柄群における一銘柄の占める割合）が10%を超える、もしくは超える可能性が高い銘柄（支配的な銘柄）が存在すると考えられます。このため、当ファンドの運用にあたっては、実質的に同一銘柄を純資産総額の10%を超えて組み入れる可能性があり、特定の銘柄への投資が集中することによって、その銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑤運用プロセス

投資基準



運用プロセス



ダルトンのエンゲージメントのプロセスイメージ



投資先企業とのエンゲージメント(対話、提案)を通じて、
企業の資本効率を高めるためのアプローチを提案し、企業価値向上、株価適正化に働きかけを行います。

出所:ダルトン・インベストメンツ・インクの資料をもとにfundnote作成
※上記は、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

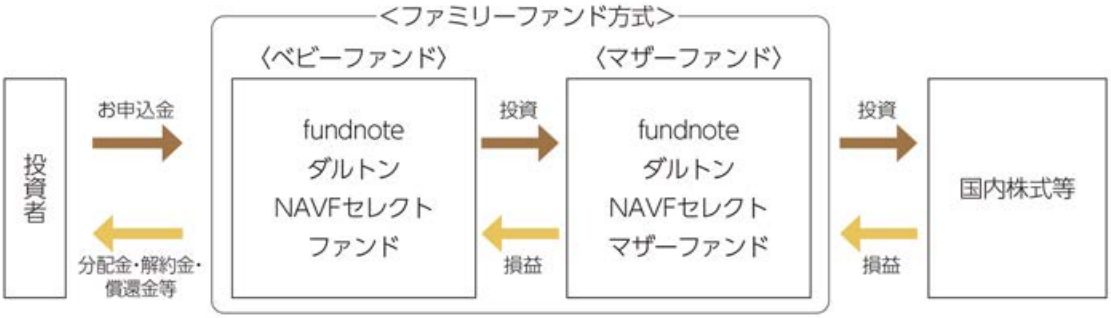
（2）【ファンドの沿革】

2026年5月1日　信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

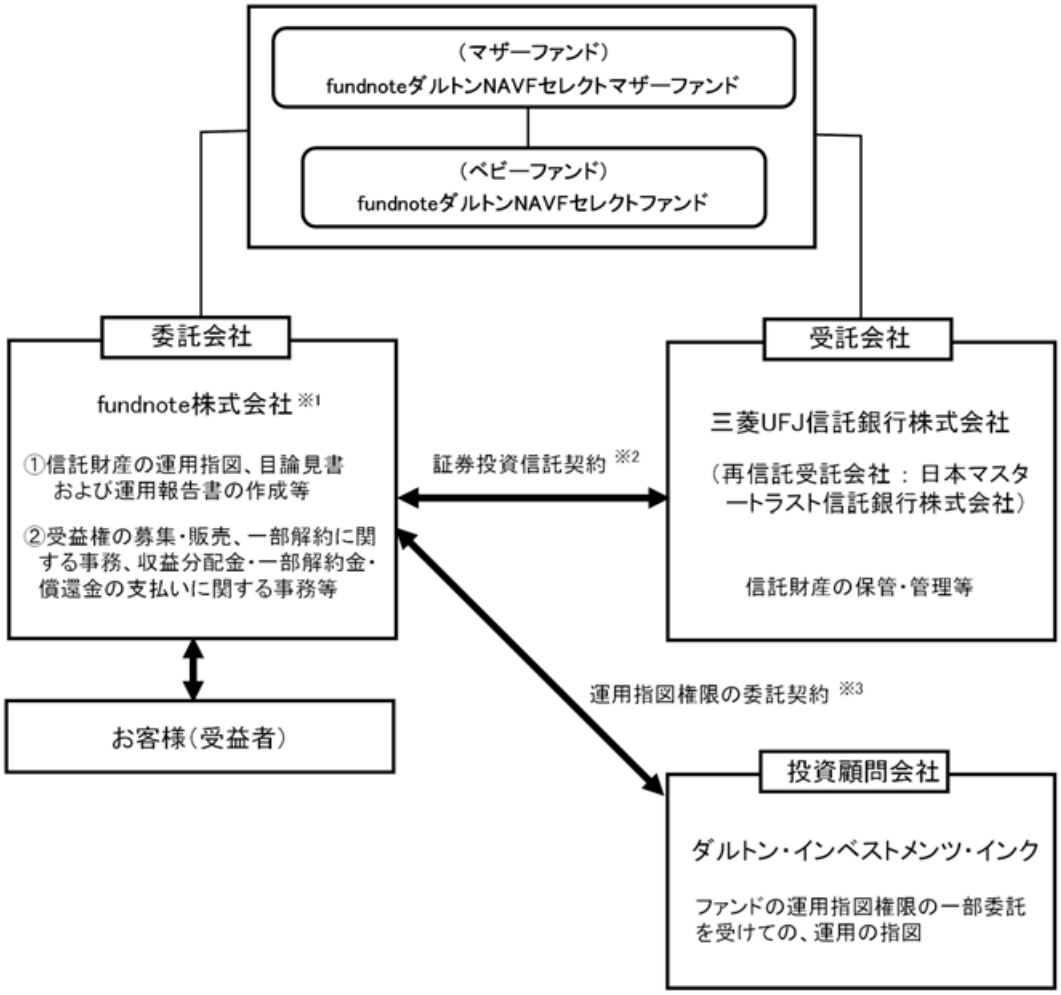
（3）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



②委託会社とファンドの関係法人との契約等の概要



※1 fundnote株式会社は、ファンドの運用を行う委託会社であるとともに、自らが発行したファンドの受益権を自ら募集する販売会社の機能も有しています。

※2 証券投資信託契約は、委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

※3 委託会社と投資顧問会社との間で結ばれ、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限の一部を委託するにあたり、委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間の取決めの内容を定めた契約です。

③委託会社の概況（2026年1月末現在）

（ⅰ）資本金の額

1億円

（ⅱ）沿革

2021年 8月	KxShare株式会社として設立
2022年 4月	適格機関投資家等特例業務の届出を行い、同年6月にファンド運用を開始
2022年 5月	増資 2,300万円　（資本金 2,400万円）
2023年 6月	増資 3,100万円　（資本金 5,500万円）
2023年12月	fundnote株式会社に商号を変更
2024年 3月	増資 8,500万円　（資本金 1億4,000万円）
2024年 4月	金融商品取引業者登録　関東財務局長（金商）第3413号
2025年 6月	増資 9,224万5,000円　（資本金 2億3,224万5,000円）
2025年 8月	減資 1億3,224万5,000円　（資本金 1億円）

（ⅲ）大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株数	所有比率
渡辺　克真	東京都港区	普通株式 620,000株	44.41%
川合　直也	東京都港区	普通株式 350,000株	25.07%
山川　博功	東京都港区	B種種類株式 163,100株	11.68%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①主として、fundnoteダルトンNAVFセレクトマザーファンドへの投資を通じて、実質的に国内の株式等に投資することにより、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

②なお、株式等に直接投資する場合があります。

③非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産の純資産総額の50％以下とすることを基本とします。

④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

fundnoteダルトンNAVFセレクトマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

①投資の対象とする資産の種類(信託約款から引用)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（ⅰ）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引（金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）に係る権利
3. 約束手形（1. に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 金銭債権（1. および3. に掲げるものに該当するものを除きます。）

（ⅱ）次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

②有価証券および金融商品の指図範囲等(信託約款から引用)

（ⅰ）委託会社は、信託金を、主として、fundnote株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるfundnoteダルトンNAVFセレクトマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金商法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金商法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金商法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金商法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金商法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金商法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金商法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金商法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
17. 受益証券発行信託の受益証券（金商法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
18. 預託証書（金商法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 抵当証券（金商法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

（ⅱ）委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 金商法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権（貸付債権および金商法第2条第1項で定める有価証券を信託財産とするものに限る。）
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 金商法第2条第2項第3号に規定する合名会社もしくは合資会社の社員権（政令で定めるものに限る。）または合同会社の社員権
8. 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの
9. 金商法第2条第2項第5号に規定する組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利のうち、当該権利を有する者が出資または拠出をした金銭を充てて行う事業（金商法第2条第1項で定める有価証券に対する投資に限る。）から生ずる収益の配当または当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利
10. 外国の法令に基づく権利であって、前号に掲げる権利に類するもの

（参考）マザーファンドの概要

（fundnoteダルトンNAVFセレクトマザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第15条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している株式を主要投資対象とします。なお、未上場株式等（未上場株式または未登録株式のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」といいます。）または会社法（平成17年法律第86号）もしくはこれらに準じて開示が行われているもので一般社団法人資産運用業協会規則に定める要件を満たすもの）および未上場株式等を実質的な投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等に投資する場合があります。

(2) 投資態度

① 主として、わが国の金融商品取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している株式のうち、本源的価値と現在の株価との乖離が大きい銘柄を厳選して集中的に投資を行います。なお、未上場株式等および未上場株式等を実質的な投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等に投資する場合があります。

② キャッシュリッチ、かつ割安な銘柄（本源的価値と現在の株価との乖離が大きい銘柄）に集中的に投資を行います。

③ 企業の資本効率を高めるための提案を含め、積極的なエンゲージメントを活用して投資先企業のバリューを引き出すことを図ります。

④ 上場株式が非公開化された場合等において、未上場株式等もしくは未上場株式等を実質的な投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等に投資する場合があります。

⑤ 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。

⑥ 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

⑦ ダルトン・インベストメンツ・インクに、運用に関する権限の一部を委託します。

⑧ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以内とします。

③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑦ 有価証券先物取引等は約款第21条の範囲で行います。

⑧ スワップ取引は約款第22条の範囲で行います。

⑨ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

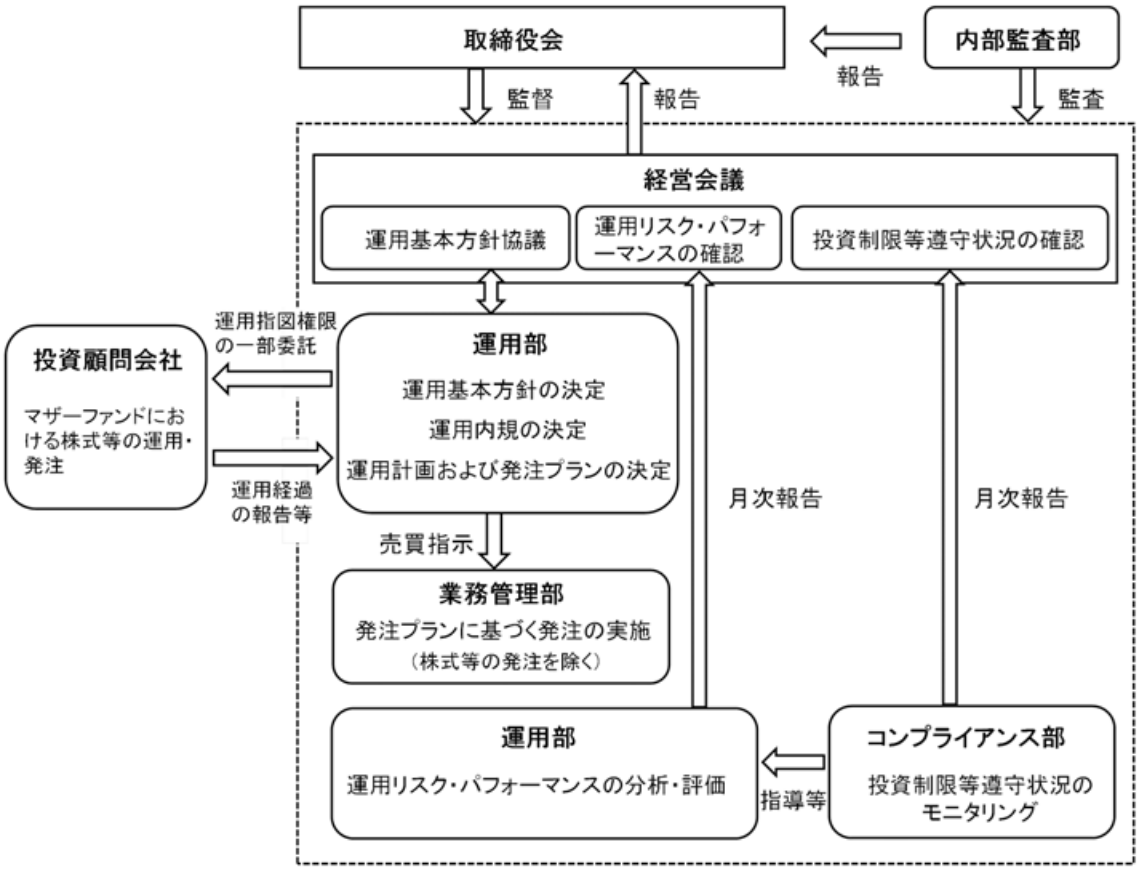
⑩ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑪ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

⑫ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則して35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（３）【運用体制】

①ファンドの運用体制、運用に係る内部管理および意思決定を監督する組織等は次のとおりです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されています。
※上記運用体制等は今後変更となる場合があります。

②社内規程

当社ではファンドの運用に関する社内規程として、運用に関する規程、運用権限の委託等に関する規程、利益相反管理規程、運用制約遵守および運用リスク・パフォーマンス管理に関する規程、発注に関する規程、売買審査に関する規程、レポ形式の取引に関する規程および運用担当者に係る服務規程等を設けています。

③ファンドの関係法人対する管理体制等

委託会社は、受託会社（再信託先を含む。）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合等を行っています。また、受託業務に係る内部統制の有効性についての監査法人による報告書を、受託会社より受け取っています。

また、運用指図権限の一部委託先である投資顧問会社に対しては、運用状況（ガイドライン等の遵守状況、運用パフォーマンス等）のモニタリングを行うとともに、社内規程に基づき運用委託継続に係る点検（デューデリジェンス）を定期的に行います。

（４）【分配方針】

(ⅰ)毎年6月25日の決算日（休業日の場合は翌営業日。初回決算日は2027年6月25日。）に、原則として、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定し、収益の分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

(ⅱ)分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

(ⅲ)収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

(注)将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

①運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限(信託約款から引用)

・株式への実質投資割合には制限を設けません。
・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
・有価証券先物取引等は約款第24条の範囲で行います。
・スワップ取引は約款第25条の範囲で行います。
・外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。
・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
・一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。
・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②投資する株式等の範囲(信託約款から引用)

(ⅰ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ⅱ)前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(ⅲ)前2項の規定にかかわらず、未上場株式等のうち、金商法または会社法もしくはこれらに準じて開示が行われているもので次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

1. 金商法第24条の規定に基づき有価証券報告書（金商法第5条に規定する有価証券届出書を含む。）を提出している会社で、当該有価証券報告書に監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている会社の発行するものであること
2. 公認会計士または監査法人により、会社法に基づく監査が行われ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている計算書類等が入手できる会社の発行するものであること
3. 公認会計士または監査法人により、金商法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を入手できるものであって、今後も継続的に開示が見込める会社の発行するものであること
4. 外国株式であって前3号に準ずるもの

③信用取引の指図範囲(信託約款から引用)

(ⅰ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ⅱ)前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款から引用)

（ⅰ）委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金商法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金商法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金商法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

（ⅱ）委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

（ⅲ）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引の運用指図(信託約款から引用)

（ⅰ）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（ⅱ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ⅲ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って評価するものとします。

（ⅳ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款から引用)

（ⅰ）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（ⅱ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ⅲ）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って評価するものとします。

（ⅳ）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款から引用)

（ⅰ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ⅱ)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ⅲ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑧公社債の空売りの指図範囲(信託約款から引用)

(ⅰ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ⅱ)前項の売付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ⅲ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑨公社債の借入れ(信託約款から引用)

(ⅰ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ⅱ)前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ⅲ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ⅳ)第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款から引用)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪外国為替予約取引の指図および範囲(信託約款から引用)

(ⅰ)委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ⅱ)委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫資金の借入れ(信託約款から引用)

(ⅰ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ⅱ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

(iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑬同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(ⅰ)の数が(ⅱ)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(ⅰ)委託会社が運用の指図を行う全てのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ⅱ)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

≪基準価額の変動要因≫

投資信託は値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクがあります。）に投資するため、基準価額は変動します。従って、金融機関の預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。組入有価証券の価格が値下がりすることにより、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。

①株価変動リスク

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。当ファンドが組み入れる中小型株式は、発行済株式時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値で売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

②集中投資のリスク

当ファンドは、分散投資を行う一般的な投資信託とは異なり、銘柄を絞り込んだ運用を行うため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に大きくなる可能性があります。また、特定の銘柄への投資が集中することによって、その銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

③未上場株式等への投資に関するリスク

当ファンドが直接および間接的に保有する未上場株式等は、他の金融商品と比較して流動性が著しく乏しいため、どの投資家らも利益の実現や元本の回収をいつでも行えるという保証はありません。また、投資実行から上場等による売却の機会を得るまでの間、長期間の保有を前提としており、売却を試みた場合には、当該企業の価値よりも低い価格で売却する可能性があります。

④信用リスク

組み入れられる株式等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。

⑤評価リスク

未上場株式等※の評価額については、その時点で入手できる情報に基づいた公正価値の見積もりであり、影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映していない可能性があります。また、未上場株式等には流動性が著しく乏しいことや、上場後にマーケットで時価が発生した場合でもロックアップ条項で売却制限がある場合が多いこと等から、評価額よりも売却時に得られる金額が低くなる可能性があります。

※未上場株式等を投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等を含みます。

(2) その他の留意点

①当ファンドのお取引に関しては、金商法第37条の6に定める「書面による契約の解除」（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

②当ファンドは、大量の換金が発生し短期間で換金資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金のお申込みの受付が取消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

③資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

④ファンドの基準価額の算出においては、未上場株式等※の評価に際し、原則として基準価額算出日に知り得る直近の公正価値測定による時価（株価算定会社が提供する評価価格を基に流動性ディスカウントを反映させた価格）で評価し、原則として、当該時価は日次で更新されないため、ファンドの基準価額は未上場株式等※の時価の更新時に大きく変動する可能性があります。

⑤当ファンドは、未上場株式等※への投資にあたり、一般社団法人資産運用業協会の「投資信託等の運用に関する規則」第11条第3項に定める流動性の確保が担保できる措置および投資者間の平等性に配慮するための措置を以下のとおり講じています。

《流動性の確保が担保できる措置》

○解約については、2027年以降、年1回に限定して申込みを受け付けるとともに解約特定日の約3カ月前を申込締切日とすることで、解約に伴い未上場株式等※の売却が必要な場合に、売却のための時間の確保を図ります。

○未上場株式等※への投資にあたっては、譲渡先が確保されている銘柄、具体的にはダルトン・インベストメンツ・インクおよびその関連会社が運用を行う外国籍ファンドへの譲渡が可能な銘柄に限って投資を行い、解約または償還により未上場株式等※の売却が必要な場合には、ダルトン・インベストメンツ・インクおよびその関連会社が運用を行う外国籍ファンドへ売却を行います。

《投資者間の平等性に配慮するための措置》

○ダルトン・インベストメンツ・インクは未上場株式等※の売却について投資判断を行うところ、前述のダルトン・インベストメンツ・インクおよびその関連会社が運用を行う外国籍ファンドへの未上場株式等※の売却については、売却側と買取側のいずれにおいてもダルトン・インベストメンツ・インク（またはその関連会社）が投資判断を行うため、利益相反が生じ得る状況となります。

○当該状況を踏まえて、ダルトン・インベストメンツ・インクおよびその関連会社が運用を行う外国籍ファンドへの未上場株式等※の売却価格については、株価算定会社が提供する評価価格を基に流動性ディスカウントを反映させた価格とすることで、未上場株式等※の売却価格がファンドにおける評価価格から大きく下方に乖離し、残った受益者が不利になることを防ぐことを図ります。

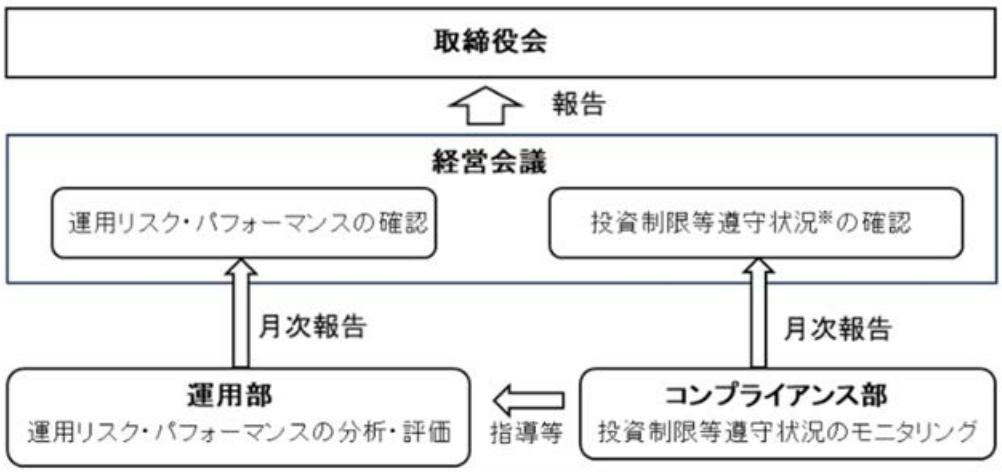
※未上場株式等を投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等を含みます。

⑥当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンド受益証券を投資対象とする他の投資信託に資金変動等があり、その結果としてマザーファンドの組入有価証券の売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。

⑦収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。収益分配の支払いは、信託財産から行われます。従って純資産総額の減少、基準価額の下落要因になります。

⑧投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社を通じて購入していない場合は投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

(3) 投資リスク管理体制



※投資制限等遵守状況

関係法令、資産運用業協会規則、信託約款、社内規程に基づく投資制約および売買執行制約の遵守状況

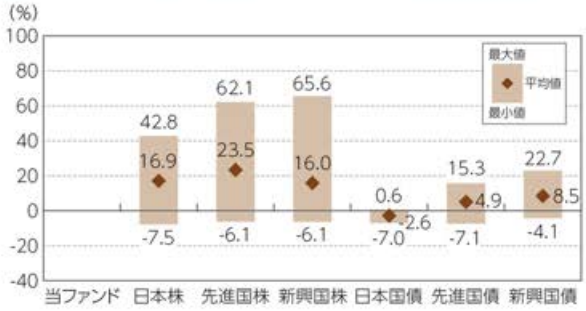
・運用部は、投資リスクを適切に管理するため、ファンドごとに定められた投資制限等を遵守して運用を行うとともに、リスク・パフォーマンスの分析・評価を行います。分析・評価結果は月次で経営会議に報告します。
・コンプライアンス部は、投資制限等の遵守状況のモニタリングを日々行い、制限等に対する抵触等があった場合は対処の指導を行います。モニタリング結果は月次で経営会議に報告します。
・なお、流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。
※上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

■当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

■当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※ 上記グラフは、2021年2月～2026年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成しています。
※ 当ファンドについては、2026年5月1日が設定日であるため、該当事項はありません。
※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

＜代表的な各資産クラスの指数＞

日本株……Morningstar日本株式指数
先進国株……Morningstar先進国株式指数(除く日本)
新興国株……Morningstar新興国株式指数
日本国債……Morningstar日本国債指数
先進国債……Morningstarグローバル国債指数(除く日本)
新興国債……Morningstar新興国ソブリン債指数

※ 全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。
※ Morningstar日本株式指数：Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
※ Morningstar先進国株式(除く日本)指数：Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
※ Morningstar新興国株式指数：Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
※ Morningstar日本国債指数：Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
※ Morningstarグローバル国債(除く日本)指数：Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
※ Morningstar新興国ソブリン債指数：Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

＜重要事項＞

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。
Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

（3）【信託報酬等】

①基本報酬額

ファンドの純資産総額に基本報酬率年1.98%（税抜き年1.8%）を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときに、信託財産から委託会社に支払われます。

支払先	役務の内容	料率（税抜き）
委託会社	運用会社としての機能分 （ファンドの運用とそれに伴う調査等）	年1.06%
	販売会社としての機能分 （口座内でのファンドの管理および事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、ご購入後の情報提供等）	年0.7%
受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行	年0.04%

※表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

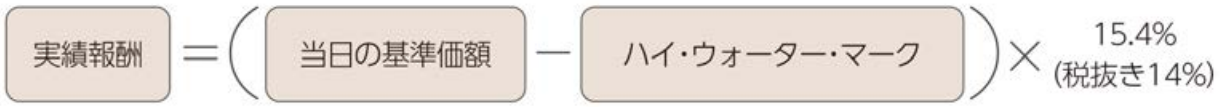
②実績報酬額

実績報酬の算定には、ハイ・ウォーター・マークを採用します。

ハイ・ウォーター・マークとは、最高水位線のことで、ハイ・ウォーター・マーク方式による実績報酬制は、一定時点毎の基準価額が過去の一定時点における最高値を更新している場合、その更新している額に対応して一定の計算式で実績報酬を受領する仕組みです。

毎営業日（毎計算期間の最初の６ヵ月終了日が休業日の場合は、当該休業日を含みます。）、当日の10,000口あたり基準価額（収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除前）がハイ・ウォーター・マークを上回っている場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に15.4%（税抜き14%）の率を乗じて得た額に、計算日における残存受益権口数を10,000で除して得た額を乗じて得た額（以下、「実績報酬額」といいます。）が計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、当該計上額（計上日の基準価額を基に解約価額を算出する一部解約がある場合は、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を控除した額とします。）は、毎計算期末を除き、計上した翌営業日（毎計算期間の最初の６ヵ月終了日の前営業日に計上した実績報酬額については、当該計算期間の最初の６ヵ月終了日）に反対計上します。

実績報酬の実際の支払いについては、毎計算期末または信託終了のとき、10,000口あたり基準価額（収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除前）がハイ・ウォーター・マークを上回っている場合に限り、信託財産から委託会社に支払われることとなります。ただし、期中に換金（解約）が行われた場合には、当該換金（解約）口数に相当する分の実績報酬額は上記にかかわらず支払われます。



ハイ・ウォーター・マークについて

ⅰ）設定日から第1計算期末までのハイ・ウォーター・マーク
- 10,000円（10,000口あたり）

ⅱ）第1計算期末の翌営業日以降のハイ・ウォーター・マーク
- 毎計算期末の10,000口あたり基準価額（収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除前）がハイ・ウォーター・マークを上回った場合
 －翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該計算期末の10,000口あたり基準価額（収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除後）に更新されます。
- 毎計算期末の10,000口あたり基準価額（収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除前）がハイ・ウォーター・マークを上回らなかった場合
 －ハイ・ウォーター・マークは更新されません。ただし、この場合においても、収益分配が発生した場合は、ハイ・ウォーター・マークは収益分配金額を控除したものに調整されます。

実績報酬の留意事項

- 毎営業日の基準価額は、当日の実績報酬が費用計上された後の価額です。換金される際に、換金時基準価額から更に実績報酬が差し引かれるものではありません。
- 実績報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われますが、この場合も当日の基準価額は、実績報酬の費用計上および支払いがされた後の価額であり、基準価額から更に実績報酬が差し引かれるものではありません。

※委託会社の信託報酬には、マザーファンドの運用の委託先であるダルトン・インベストメンツ・インクへの運用指図権限の一部委託に関する報酬が含まれております。
マザーファンドの運用の委託先であるダルトン・インベストメンツ・インクが受ける報酬は、当該マザーファンドの受益証券を投資対象とするベビーファンドの委託者が受ける報酬から、毎年１月および７月（ただし、2026年は11月）ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に100分の1.0を乗じて得た額および当該マザーファンドの受益証券を投資対象とするベビーファンドの実績報酬額に14分の10を乗じて得た額とします。

（４）【その他の手数料等】

①監査費用、計理関連費用、法定書類関係費用等
ファンドの純資産総額に対して年0.11％（税抜き年0.10％）を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときに、信託財産から委託会社に支払われます。
※監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
計理関連費用：計理業務（基準価額算出等）およびこれに付随する業務（設定解約処理、法定帳簿管理、法規則に基づく報告、基準価額の配信等）に係る費用（業務を委託する場合の委託費用を含む。）
法定書類関係費用：目論見書、有価証券届出書、運用報告書等の作成、印刷および提出等に係る費用（業務を委託する場合の委託費用を含む。）

②組入有価証券売買委託手数料、信託事務の諸費用等
その都度信託財産から支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限等を示すことができません。
※組入有価証券売買委託手数料：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
信託事務の諸費用等：信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税等

③信託財産留保額
ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額※をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.5％の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。
※信託財産留保額とは、換金に伴うコストをご負担いただくもので、ファンドに留保され、換金した受益者と保有を継続される受益者との公平性を図るものです。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

①個人の投資家に対する課税

（ｉ）収益分配金に対する課税

分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）または申告分離課税を選択することもできます。

（ⅱ）換金（解約）時および償還時の課税

換金（解約）時および償還時の差益※は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。

※課税対象差益について

解約価額または償還価額から取得価額（申込手数料（税込み）を含みます。）を控除した差益に対しが課税されます。

税率（個人）

2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

（ⅲ）損益の通算について

確定申告等により、換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）等との損益通算が可能です。また、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

②法人の投資家に対する課税

分配時の普通分配金、換金（解約）時の換金価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して以下の税率により源泉徴収されます。益金不算入制度の適用はありません。

税率（法人）

2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

＜注1＞個別元本について

①受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

＜注2＞収益分配金の課税について

①収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

②受益者が収益分配金を受け取る際

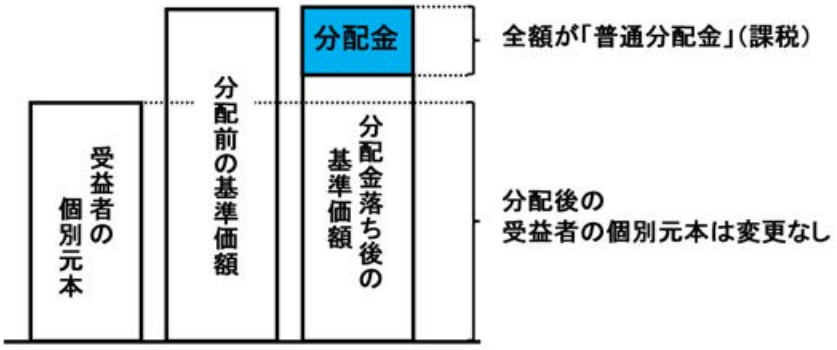
（ｉ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口あたりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

（ⅱ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口あたりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。

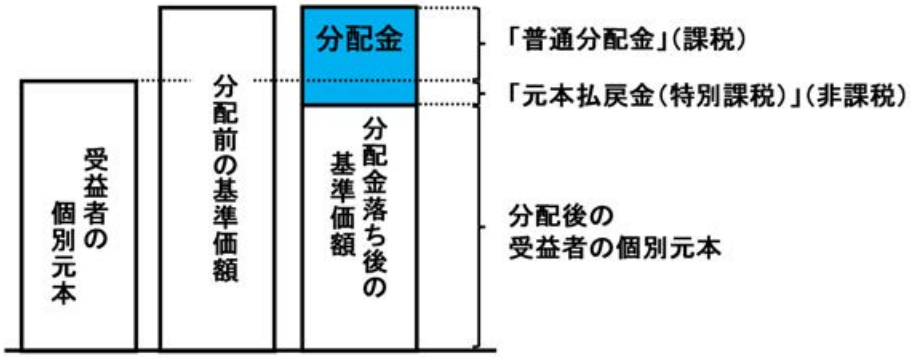
（ⅲ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

《分配金に関するイメージ図》

（ⅰ）の場合



（ⅱ）（ⅲ）の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2026年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

ファンドの運用は2026年5月1日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在該当事項はありません。
ファンドの運用状況については、初回の半期報告書に記載します。
なお、初回の半期報告書の提出は、2027年1月頃を予定しております。

（1）【投資状況】

該当事項はありません。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

該当事項はありません。

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

（4）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

（参考情報）

3.運用実績

※ 運用実績について別途月次等で適時開示する予定であり、その場合委託会社のホームページにおいて閲覧できます。
ファンドの運用は、2026年5月1日から開始するため、有価証券届出書提出日現在運用実績はありません。

「基準価額・純資産の推移」

該当事項はありません。

「分配の推移」

該当事項はありません。

「主要な資産の状況」

該当事項はありません。

「年間収益率の推移」

該当事項はありません。なお、ファンドにベンチマークはありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行われます。

2026年12月31日以降、取得申込を行うことはできません。

(2) 申込締切時間

毎営業日の午後3時30分までに行われた申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込分とします。

(3) 販売単位

100万円以上1円単位とします。

（ただし、収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位）

(4) 販売価額

①当初申込期間：1口あたり1円とします。

②継続申込期間：取得申込日の翌営業日の基準価額（ファンドの基準価額は１万口あたりで表示しています。）とします。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

(5) 申込手数料

ありません。

(6) 申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

(7) 申込受付の中止および取消し

金融商品取引所（金商法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金商法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

受益権の取得申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みの実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みの実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の取得申込みの価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みの実行の請求を受け付けたものとして、信託約款の規定に準じて取り扱うものとします。

(8) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

fundnote株式会社
電話番号 03－6809－4253（受付時間：毎営業日の午前10時～午後３時）
ホームページ　https://fundnote.co.jp

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の請求

受益者が解約請求（一部解約の実行の請求）をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(2) 解約請求の締切時間

下記（4）に記載の解約特定日の前々々月の25日（3月25日。ただし、休業日のときは翌営業日）の午後3時30分までに行われた申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該解約特定日に係る申込分とします。

※下記（4）に記載の例外的な解約請求の場合は販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金単位

1口単位とします。

(4) 解約特定日

解約請求は、年1回、6月25日（ただし、2026年6月25日は除きます。）を解約特定日※として受け付けます。

解約請求の期限は、解約特定日の前々々月の25日（3月25日。ただし、休業日のときは翌営業日）とし、解約請求の期間は当該解約特定日の前の解約特定日の解約請求の期限の日の翌営業日（ただし、2027年6月の解約特定日については、2026年6月1日）から当該解約特定日の解約請求の期限の日までとします。

※休業日のときは、翌営業日を解約特定日とします。

なお、上記にかかわらず、以下の事由がある場合において、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）から解約請求があるときは、当該請求日から起算して60営業日後の日を解約約定日として当該請求を受け付けます。

１．受益者が死亡したとき

２．受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき

３．受益者が破産手続開始の決定を受けたとき

４．受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

５．受託者が繰上償還もしくは重大な約款変更等に係る書面決議に反対する受益者の受益権を信託財産をもって買い取り、受益者となったとき

６．その他上記１．から５．までに準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき

(5) 換金価額

解約特定日の基準価額から、当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

ただし、上記の例外的な解約請求の場合は、解約請求日から起算して60営業日後の日（解約約定日）の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

(6) 換金制限

大口換金には制限を設ける場合があります。

(7) 換金（解約）手数料

ありません。

(8) 換金代金の支払い

原則として、解約特定日（ただし、上記の例外的な解約請求の場合は、解約請求日から起算して60営業日後の日（解約約定日））から起算して4営業日目からお支払いします。

(9) 解約請求の受付の中止および取消し

解約請求受付日（解約特定日。ただし、上記の例外的な解約請求の場合は、解約請求日から起算して60営業日後の日（解約約定日））において、金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことがあります。

解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、上記（5）の規定にかかわらず、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

(10) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

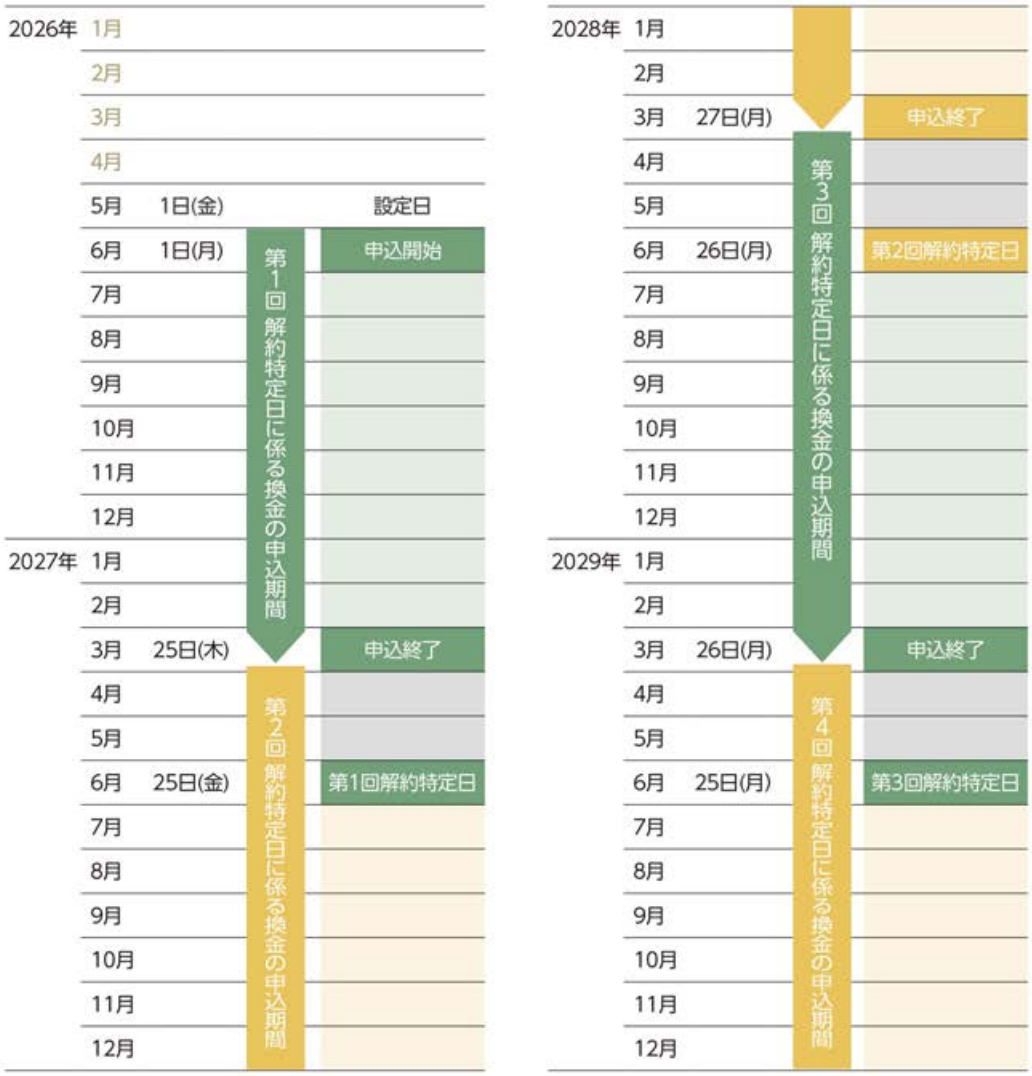
fundnote株式会社 電話番号 03－6809－4253（受付時間：毎営業日の午前10時～午後３時） ホームページ　https://fundnote.co.jp

「追加的記載事項」

換金の申込み方法について

換金の申込みは、年1回、6月25日（ただし、2026年6月25日は除きます。）を解約特定日※として受け付けます。
換金の申込期限は、解約特定日の前々々月の25日（3月25日。ただし、休業日のときは翌営業日）とし、換金の申込期間は、当該解約特定日の前の解約特定日の申込期限の日の翌営業日（ただし、2027年6月の解約特定日については、2026年6月1日）から当該解約特定日の申込期限の日までとします。
※休業日のときは、翌営業日を解約特定日とします。

第1回解約特定日は2027年6月25日となり、
第1回解約特定日に係る換金の申込期間は、2026年6月1日から2027年3月25日までとなります。



※上記は2029年までについて示したものです。2030年以降も同様のサイクルで換金の申込みを受け付けます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の算出方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下のとおりです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
上場株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。
未上場株式等※	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の公正価値測定による時価（株価算定会社が提供する評価価格を基に流動性ディスカウントを反映させた価格）で評価します。

※未上場株式等を投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等を含みます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

fundnote株式会社
電話番号 03－6809－4253（受付時間：毎営業日の午前10時～午後３時）
ホームページ　https://fundnote.co.jp

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2036年6月25日までとします（2026年5月1日設定）。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

原則として、毎年6月26日から翌年6月25日までとします。

ただし、第１計算期間は、信託契約締結日から2027年6月25日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

①ファンドの繰上償還条項

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②信託期間の終了

（ｉ）委託会社は、上記「①ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ⅱ)上記(ⅰ)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ⅲ)上記(ⅰ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

(ⅳ)上記(ⅰ)から(ⅲ)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ⅰ)から(ⅲ)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(ⅴ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ⅵ)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「④信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

③運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

④信託約款の変更等

(ⅰ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ⅱ)委託会社は、上記(ⅰ)の事項（上記(ⅰ)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ⅲ)上記(ⅱ)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ⅳ)上記(ⅱ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

(ⅴ)書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。

(ⅵ)上記(ⅱ)から(ⅴ)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ⅶ)上記(ⅰ)から(ⅵ)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑤公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://fundnote.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

（ⅰ）受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「④信託約款の変更等」に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

（ⅱ）委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦反対受益者の受益権買取請求権

繰上償還または重大な約款変更等を行う場合において、書面決議において当該繰上償還または重大な約款変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取ることを請求することができます。

⑧他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

⑨関係法人との契約の更新に関する手続

委託会社と投資顧問会社との間で締結する「運用指図権限の委託契約」は、特段の事情がない限り、マザーファンドの信託終了日まで存続します。

⑩信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する受領権

①収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

収益分配金再投資に係る契約（同様の権利義務関係を規定する約款等を含みます。）を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②収益分配金受領権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

(2) 償還金に対する受領権

①償還金の支払い

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

②償還金受領権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、上記「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

ファンドは、2026年5月1日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。
ファンドの財務諸表の監査は、EY新日本有限責任監査法人により行われます。
ファンドの経理状況については、初回の半期報告書に記載します。
なお、初回の半期報告書の提出は、2027年1月頃を予定しております。

１【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

該当事項はありません。

（２）【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

（３）【注記表】

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2026年1月末現在	資本金	1億円
会社が発行する株式総数	普通株式	4,600万株
	Ａ種種類株式	300万株
	Ｂ種種類株式	100万株
発行済株式総数	普通株式	100万株
	Ａ種種類株式	20万9,100株
	Ｂ種種類株式	21万7,100株

過去5年間における主な資本金の額の増減

年月日	変更後（変更前）
2022年5月6日	2,400万円（100万円）
2023年6月7日	5,500万円（2,400万円）
2024年3月6日	1億4,000万円（5,500万円）
2025年6月30日	2億3,224万5,000円（1億4,000万円）
2025年8月31日	1億円（2億3,224万5,000円）

(2) 委託会社の機構

①会社の意思決定機構

委託会社は最低３名で構成される取締役会により運営されます。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後２年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。

ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、代表取締役社長１名を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として代表取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

②投資運用の意思決定機構

ファンド毎の運用基本方針は経営会議で協議のうえ、運用部長が決定します。運用部長は、運用基本方針に基づき、運用計画を立て、具体的な銘柄選択を行い、発注プランを作成します。運用部長は、策定した発注プランにより、業務管理部の発注担当者に売買指示を行い、発注担当者はこの指示に基づき発注を行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに金商法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

また、金商法に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および適格機関投資家等特例業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2026年1月30日現在次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	ファンド本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	3	40,854

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるfundnote株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則並びに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日まで）の財務諸表並びに当中間会計期間（令和7年7月1日から令和7年12月31日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２５年8月２８日

ｆ ｕ ｎ ｄ ｎ ｏ ｔ ｅ 株 式 会 社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　稲 葉　宏 和

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているｆｕｎｄｎｏｔｅ株式会社の２０２４年7月１日から２０２５年６月３０日までの第４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ｆｕｎｄｎｏｔｅ株式会社の２０２５年6月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
追加情報に記載されているとおり、資本金及び資本準備金の額の減少について、２０２５年6月１日開催の臨時株主総会において可決され、２０２５年８月３１日に効力が発生する。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２６年3月１３日

ｆ ｕ ｎ ｄ ｎ ｏ ｔ ｅ 株 式 会 社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　稲 葉　宏 和

中間監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているｆｕｎｄｎｏｔｅ株式会社の２０２５年7月１日から２０２６年6月３０日までの第５期事業年度の中間会計期間（２０２５年7月１日から２０２５年１２月３１日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ｆｕｎｄｎｏｔｅ株式会社の２０２５年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２５年7月１日から２０２５年１２月３１日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

（1）【貸借対照表】

（単位:千円）

	前事業年度 （令和6年6月30日）	当事業年度 （令和7年6月30日）
（資産の部）		
流動資産		
現金・預金	128,775	266,053
顧客分別金信託	－	164,221
未収委託者報酬	－	172,445
未収収益	－	46,888
未収配当金	－	9,075
その他	457	11,380
流動資産計	129,233	670,064
固定資産		
有形固定資産		
器具備品※１	1,022	546
無形固定資産		
ソフトウェア※２	－	36,633
投資その他の資産		
出資金	45,855	1,402
投資有価証券	1,000	－
繰延税金資産	－	12,088
固定資産計	47,877	50,670
繰延資産		
創立費	261	130
開業費	186	93
繰延資産計	448	224
資産合計	177,559	720,959
（負債の部）		
流動負債		
短期借入金	－	50,000
一年内返済予定長期借入金	1,599	5,472
未払金	3,832	17,431
未払費用	1,625	96,192
未払法人税等	1,551	2,768
未払消費税等	1,610	3,805
預り金	1,994	183,832
賞与引当金	－	14,140
その他	19	64
流動負債計	12,232	373,706
固定負債		
長期借入金	4,987	19,182
固定負債計	4,987	19,182
負債合計	17,219	392,888
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	140,000	232,245
資本剰余金		

資本準備金	100,300	192,545
利益剰余金	△ 79,960	△ 96,718
繰越利益剰余金	△ 79,960	△ 96,718
純資産合計	160,339	328,071
負債・純資産合計	177,559	720,959

（2）【損益計算書】

（単位:千円）

	前事業年度 （自 令和5年7月 1日 至 令和6年6月30日）	当事業年度 （自 令和6年7月 1日 至 令和7年6月30日）
営業収益		
委託者報酬	―	241,423
その他営業収益	89,759	90,683
営業収益計	89,759	332,107
営業費用		
支払手数料	65,348	6,783
広告宣伝費	―	5,538
調査費	―	3,445
委託費	―	127,903
営業雑経費		
通信費	420	29,739
交際費	4,856	12,455
その他	90	2,352
営業費用計	70,717	188,219
一般管理費		
給料		
役員報酬	27,451	26,110
給料・手当	20,718	52,603
賞与	4,234	9,383
賞与引当金繰入額	―	14,140
法定福利費	7,575	9,263
旅費交通費	3,038	3,381
租税公課	2,482	4,115
地代家賃	5,628	13,173
減価償却費	544	7,919
支払手数料	-	35,022
その他	2,113	7,449
一般管理費計	73,787	182,562
営業損失	△ 54,745	△ 38,674
営業外収益		
受取利息	―	560
受取配当金	6,770	9,865
雑益	688	638
営業外収益計	7,459	11,064
営業外費用		
創立費償却	130	130
開業費償却	93	93
支払利息	38	131
投資事業組合損失	―	486
デリバティブ損失	8,587	―
雑損	52	102
営業外費用計	8,903	944
経常損失	△ 56,189	△ 28,554
税引前当期純損失	△ 56,189	△ 28,554
法人税、住民税及び事業税	290	291
法人税等調整額	―	△ 12,088
当期純損失	△ 56,479	△ 16,758

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　令和5年7月1日　至　令和6年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	55,000	25,280	25,280	△ 23,481	△ 23,481	56,798	56,798
当期変動額							－
新株の発行	85,000	75,020	75,020			160,020	160,020
剰余金の配当							－
当期純損失				△ 56,479	△ 56,479	△ 56,479	△ 56,479
自己株式の処分							－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							－
当期変動額合計	85,000	75,020	75,020	△ 56,479	△ 56,479	103,540	103,540
当期末残高	140,000	100,300	100,300	△ 79,960	△ 79,960	160,339	160,339

当事業年度（自　令和6年7月1日　至　令和7年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	140,000	100,300	100,300	△ 79,960	△ 79,960	160,339	160,339
当期変動額							－
新株の発行	92,245	92,245	92,245			184,490	184,490
剰余金の配当							－
当期純損失				△ 16,758	△ 16,758	△ 16,758	△ 16,758
自己株式の処分							－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							－
当期変動額合計	92,245	92,245	92,245	△ 16,758	△ 16,758	167,731	167,731
当期末残高	232,245	192,545	192,545	△ 96,718	△ 96,718	328,071	328,071

［重要な会計方針］

１．有価証券の評価基準及び評価方法
(1) その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。
なお、有限責任事業組合への出資金（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合の貸借対照表は純額で計上し損益計算書は持分相当額を計上する方法によっております。
投資事業有限責任組合への出資については、組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
時価法

３．固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
器具備品　5～10年
また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。
(2) 無形固定資産
定額法によっております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

４．引当金の計上基準
(1) 賞与引当金
従業員の賞与金の支払いに備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

５．繰延資産の処理方法
創立費
5年以内での均等償却を行なっております。
開業費
5年以内での均等償却を行なっております。

６．収益及び費用の計上基準
(1) 管理報酬
当社が運用する組合を組合契約に基づいて管理・運用する義務があり、期間の経過とともに履行義務が充足され、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益として認識しております。
(2) 販売手数料
販売手数料は、顧客から投資申込を受けた際に収益として認識しております。
(3) 委託者報酬
委託者報酬のうち基本報酬は、投資信託の信託約款に基づき、対象となる投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識し計上しております。
委託者報酬のうち実績報酬は、投資信託の信託約款に基づき、対象となる投資信託財産の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークを上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

[注記事項]

（未適用の会計基準等）

・「リースに関する会計基準」　（企業会計基準第34号　2024年9月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」　（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

１．概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

２．適用予定日

2028年6月期の期首より適用予定であります。

３．当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

（追加情報）

資本金及び資本準備金の額の減少

当社は、資本金及び資本準備金の額の減少について、令和7年6月1日開催の臨時株主総会において承認され、令和7年8月31日にその効力が発生いたします。

１．資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社は今後の機動的かつ柔軟な資本政策を実現すること及び適切な税制の適用を通じて財務内容の健全性を向上させることを目的として、会社法第447条第１項及び448条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行います。

２．資本金及び資本準備金の額の減少の方法

資本金の額232,245千円のうち、132,245千円を減少させ、減少後の資本金の額を100,000千円といたします。

資本準備金の額192,545千円のうち、192,545千円を減少させ、減少後の資本準備金の額を0円といたします。

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額132,245千円及び減少する資本準備金の額192,545千円の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

３．資本金及び資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	令和7年5月23日
臨時株主総会決議日	令和7年6月 1日
債権者異議申述催告日	令和7年6月24日
減資の効力発生日	令和7年8月31日

（貸借対照表関係）

前事業年度 （令和6年6月30日現在）	当事業年度 （令和7年6月30日現在）
※１有形固定資産の減価償却累計額　769千円	※１有形固定資産の減価償却累計額　1,364千円 ※２無形固定資産の減価償却累計額　7,326千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 令和5年7月1日　至 令和6年6月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,000,000	－	－	1,000,000
Ａ種種類株式	151,300	57,800	－	209,100
Ｂ種種類株式	－	120,000	－	120,000

当事業年度（自 令和6年7月1日　至 令和7年6月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,000,000	－	－	1,000,000
Ａ種種類株式	209,100	－	－	209,100
Ｂ種種類株式	120,000	97,100	－	217,100

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、当社が管理運営するファンドへの出資を通じて、日本を中心に上場株式・未上場株式等を対象とする投資運用業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入等により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社が、ファンドへの出資を通じて投資対象としている上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、未上場株式については、上場株式に比べ発行体の収益基盤や財務基盤が不安定で経営資源も制約されるため、経済環境等の影響を受けやすいほか、未上場株式等への投資には、流動性等のリスクが存在します。

なお、金融商品のリスク管理に関する確認全般はコンプライアンス部が行い、金融商品のリスク管理全般においては業務管理部が所管部署となっております。

２．金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（令和6年6月30日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金	4,987	4,986	1

（注1）現金・預金、一年内返済予定長期借入金、未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注2）貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合への出資金については記載を省略しております。当該出資金の貸借対照表計上額は45百万円です。

（注3）投資有価証券については市場価格のない株式等であることから記載を省略しております。当該投資有価証券の貸借対照表計上額は1百万円です。

当事業年度（令和7年6月30日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金	19,182	18,699	482

（注1）現金・預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収収益、未収配当金、短期借入金、一年内返済予定長期借入金、未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注2）貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合への出資金については記載を省略しております。当該出資金の貸借対照表計上額は1百万円です。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和6年6月30日現在）

（単位：千円）

	１年以内	１年超
現金・預金	128,775	－
一年内返済予定長期借入金	1,599	－
未払金	3,832	－
合計	134,206	－

当事業年度（令和7年6月30日現在）

（単位：千円）

	１年以内	１年超
現金・預金	266,053	－
顧客分別金信託	164,221	－
未収委託者報酬	172,445	－
未収収益	46,888	－
未収配当金	9,075	－
短期借入金	50,000	－
一年内返済予定長期借入金	5,472	－
未払金	17,431	－
合計	731,585	－

(1) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（令和6年6月30日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	1,599	4,987	－	－

当事業年度（令和7年6月30日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	50,000	－	－	－
長期借入金	5,472	19,182	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和6年7月1日 至 令和7年6月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	4,986	－	4,986
資産計	－	4,986	－	4,986

当事業年度（自 令和6年7月1日　至 令和7年6月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	18,699	－	18,699
資産計	－	18,699	－	18,699

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（令和6年6月30日現在）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（令和7年6月30日現在）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

前事業年度（令和6年 6月30日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（令和7年 6月30日現在）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 （令和6年6月30日現在）	
繰延税金資産	（千円）
税務上の繰越欠損金（注1）	21,143
未払事業税	563
繰延税金資産小計	21,707
評価性引当額	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注1）	△ 21,143
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 563
評価性引当額小計	△ 21,707
繰延税金資産合計	－

当事業年度 （令和7年6月30日現在）	
繰延税金資産	（千円）
税務上の繰越欠損金（注1）	32,884
未払事業税	832
賞与引当金	4,748
繰延税金資産小計	38,464
評価性引当額	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注1）	△ 26,376
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	0
評価性引当額小計	△ 26,376
繰延税金資産合計	12,088

（注1）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（令和6年6月30日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金（a）						21,143	21,143
評価性引当額						△21,143	△21,143
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

当事業年度（令和7年6月30日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金（a）						32,884	32,884
評価性引当額						△ 26,376	△ 26,376
繰延税金資産	－	－	－	－	－	6,507	6,507

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金32,884千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産6,507千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 （令和6年 6月30日現在）	
法定実効税率	－
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	税引前当期純損失であるため注記を省略しております。
住民税均等割	
その他	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	－

当事業年度 （令和7年 6月30日現在）	
法定実効税率	－
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	税引前当期純損失であるため注記を省略しております。
住民税均等割	
その他	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	－

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 （自 令和5年7月 1日 至 令和6年6月30日）		当事業年度 （自 令和6年7月 1日 至 令和7年6月30日）	
	（千円）		（千円）
管理報酬	32,686	委託者報酬	241,423
販売手数料	55,960	管理報酬	52,204
その他	1,112	販売手数料	28,279
	89,759	その他	10,200
			332,107

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針]5収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 令和5年7月1日　至 令和6年6月30日）

１．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
KxShare1号投資事業有限責任組合	28,581
KxShareHW投資事業有限責任組合	20,669

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

当事業年度（自 令和6年7月1日　至 令和7年6月30日）
１．セグメント情報
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報
(1) 商品及びサービスごとの情報
単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報
① 営業収益
本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
fundnote日本株Kaihouファンド	154,206
fundnoteIPOクロスオーバーファンド	87,217
KxShare1号投資事業有限責任組合	38,931

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

(1) 関連当事者との取引

当社と関連当事者との取引は以下の通りです。

前事業年度（令和6年6月30日現在）

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	渡辺克真	（被所有）直接 60	当社代表取締役社長	当社借入金に対する信用保証（注）	6,586	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）当社は借入金に対して主要株主兼代表取締役社長である渡辺克真氏より信用保証を受けております。

また、取引金額には被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（令和7年6月30日現在）

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	渡辺克真	（被所有）直接 62	当社代表取締役社長	当社借入金に対する信用保証（注）	4,987	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）当社は借入金に対して主要株主兼代表取締役社長である渡辺克真氏より信用保証を受けております。

また、取引金額には被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　令和5年7月　1日 至　令和6年6月30日）	当事業年度 （自　令和6年7月　1日 至　令和7年6月30日）
１株当たり純資産額　0.00円 １株当たり当期純損失　△ 56.47円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　0.00円 １株当たり当期純損失　△ 16.75円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注1) １株当たり当期純損失の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　令和5年7月　1日 至　令和6年6月30日）	当事業年度 （自　令和6年7月　1日 至　令和7年6月30日）
当期純損失金額（△）（千円）	△ 56,479	△ 16,758
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純損失（△）（千円）	△ 56,479	△ 16,758
普通株式の期中平均株式数（株）	1,000,000	1,000,000
（うち普通株式）	1,000,000	1,000,000

(注2) １株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　令和5年7月　1日 至　令和6年6月30日）	当事業年度 （自　令和6年7月　1日 至　令和7年6月30日）
純資産の部の合計金額（千円）	160,339	328,071
純資産の部から控除する金額（千円）	160,339	328,071
（うちA種種類株式）	52,339	35,581
（うちB種種類株式）	108,000	292,490
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	－	－
１株当たりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	1,000,000	1,000,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（１）中間貸借対照表

（単位:千円）

	当中間会計期間 （令和7年12月31日）
（資産の部）	
流動資産	
現金・預金	198,576
顧客分別金信託	78,111
未収委託者報酬	307,003
未収収益	43,958
その他	15,915
流動資産計	643,564
固定資産	
有形固定資産	
器具備品※１	511
無形固定資産	
ソフトウェア	34,486
投資その他の資産	
出資金	1,455
差入保証金	898
長期前払費用	821
繰延税金資産	27,513
固定資産計	65,686
繰延資産	
創立費	65
開業費	46
繰延資産計	112
資産合計	709,363
（負債の部）	
流動負債	
一年内返済予定長期借入金	5,472
未払金	25,455
未払費用	167,217
未払法人税等	145
未払消費税等	9,283
預り金	141,582
その他	400
流動負債計	349,556
固定負債	
長期借入金	16,902
固定負債計	16,902
負債合計	366,458
（純資産の部）	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	324,790
その他資本剰余金	324,790
利益剰余金	△ 79,185

繰越利益剰余金	△ 79,185
自己株式	△2,700
純資産合計	342,904
負債・純資産合計	709,363

（２）中間損益計算書

（単位:千円）

	当中間会計期間 （自 令和7年 7月 1日 至 令和7年12月31日）
営業収益	
委託者報酬	336,377
その他営業収益	40,800
営業収益計	377,177
営業費用	
支払手数料	5,071
広告宣伝費	11,173
調査費	5,125
委託費	181,680
営業雑経費	
通信費	22,128
交際費	4,786
その他	1,190
営業費用計	231,156
一般管理費	
給料	
役員報酬	16,658
給料・手当	48,743
役員賞与	6,950
法定福利費	10,744
旅費交通費	3,246
租税公課	118
地代家賃	15,182
減価償却費※２	4,868
支払手数料	30,214
その他	9,267
一般管理費計	145,994
営業利益	26
営業外収益	
受取利息	477
受取配当金	1,416
雑益	1,465
営業外収益計	3,359
営業外費用	
創立費償却	65
開業費償却	46
支払利息	804
投資事業組合損失	47
雑損	169
営業外費用計	1,133
経常利益	2,253
税引前中間純利益	2,253
法人税、住民税及び事業税	145
法人税等調整額	△15,424
中間純利益	17,532

（3）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 令和7年7月1日　至 令和7年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	232,245	192,545	－	192,545	△ 96,718	△ 96,718	－	328,071	328,071
当中間期変動額									－
減資	△132,245	△192,545	324,790	132,245					－
剰余金の配当									－
中間純利益					17,532	17,532		17,532	17,532
自己株式の取得							△2,700	△2,700	△2,700
自己株式の処分									－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									－
当中間期変動額合計	△132,245	△192,545	324,790	132,245	17,532	17,532	△2,700	14,832	14,832
当中間期末残高	100,000	－	324,790	324,790	△ 79,185	△ 79,185	△2,700	342,904	342,904

［重要な会計方針］

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等

投資事業有限責任組合への出資については、組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

器具備品　5～10年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

3．繰延資産の処理方法

創立費

5年以内での均等償却を行なっております。

開業費

5年以内での均等償却を行なっております。

4．収益及び費用の計上基準

(1) 管理報酬

当社が運用する組合を組合契約に基づいて管理・運用する義務があり、期間の経過とともに履行義務が充足され、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益として認識しております。

(2) 販売手数料

販売手数料は、顧客から投資申込を受けた際に収益として認識しております。

(3) 委託者報酬

委託者報酬のうち基本報酬は、投資信託の信託約款に基づき、対象となる投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識し計上しております。

委託者報酬のうち実績報酬は、投資信託の信託約款に基づき、対象となる投資信託財産の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークを上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

［注記事項］

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 （令和7年12月31日現在）
※１有形固定資産の減価償却累計額　1,666千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自　令和7年　7月　1日 至　令和7年12月31日）
※２有形固定資産の減価償却額　301千円
※２無形固定資産の減価償却額　4,567千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　令和7年7月1日　至　令和7年12月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	1,000,000	－	－	1,000,000
Ａ種種類株式	209,100	－	－	209,100
Ｂ種種類株式	217,100	－	－	217,100

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	－	30,000	－	30,000	注１
合計	－	30,000	－	30,000	

注１：普通株式の自己株式の増加30,000株は退任した取締役からの保有株式の買取りによる増加となっております。

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間（令和7年12月31日現在）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
長期借入金	16,902	16,042	859

(注1)現金・預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収収益、一年内返済予定長期借入金、未払金、未払消費税は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注2)貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合への出資金については記載を省略しております。当該出資金の中間貸借対照表計上額は1,455千円です。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（自 令和7年7月1日　至 令和7年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（自 令和7年7月1日　至 令和7年12月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	16,042	－	16,042
資産計	－	16,042	－	16,042

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

当中間会計期間（令和7年12月31日現在）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間 （自 令和7年 7月 1日 至 令和7年12月31日）	（千円）
委託者報酬	336,377
管理報酬	21,741
販売手数料	19,059
	377,177

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］4 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 令和7年7月1日　至 令和7年12月31日）

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
fundnote日本株Kaihouファンド	303,589

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

当中間会計期間 （自 令和7年 7月 1日 至 令和7年12月31日）	
１株当たり純資産額	0.00円
１株当たり中間純利益	17.89円
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注1) １株当たり中間純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （自 令和7年 7月 1日 至 令和7年12月31日）
中間純利益金額（千円）	17,532
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る中間純利益（千円）	17,532
普通株式の期中平均株式数（株）	980,000

(注2) １株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （自 令和7年 7月 1日 至 令和7年12月31日）
純資産の部の合計金額（千円）	342,904
純資産の部から控除する金額（千円）	342,904
（うちA種種類株式）	50,414
（うちB種種類株式）	292,490
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	－
１株当たりの純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数（株）	970,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金商法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるものの他、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

約款

（fundnoteダルトンNAVFセレクトファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

２．運用方法

(1) 投資対象

fundnoteダルトンNAVFセレクトマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、わが国の金融商品取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している株式のうち、本源的価値と現在の株価との乖離が大きい銘柄を厳選して集中的に投資を行います。なお、未上場株式等（未上場株式または未登録株式のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」といいます。）または会社法（平成17年法律第86号）もしくはこれらに準じて開示が行われているもので一般社団法人資産運用業協会規則に定める要件を満たすもの）および未上場株式等を実質的な投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等に投資する場合があります。

② キャッシュリッチ、かつ割安な銘柄（本源的価値と現在の株価との乖離が大きい銘柄）に集中的に投資を行います。

③ 企業の資本効率を高めるための提案を含め、積極的なエンゲージメントを活用して投資先企業のバリューを引き出すことを図ります。

④ 上場株式が非公開化された場合等において、未上場株式等もしくは未上場株式等を実質的な投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等に投資する場合があります。

⑤ マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に維持することを基本とします。

⑥ 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産の純資産総額の50％以下とすることを基本とします。

⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35％以内とします。
③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以内とします。
⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑦ 有価証券先物取引等は約款第24条の範囲で行います。
⑧ スワップ取引は約款第25条の範囲で行います。
⑨ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。
⑩ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。
⑪ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。
⑫ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

① 毎決算時に、原則として、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定し、収益の分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
② 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
③ 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
fundnoteダルトンNAVFセレクトファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は証券投資信託であり、fundnote株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第34条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的と金額）
第３条　委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金150億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第５条 この信託の期間は、信託契約締結日から2036年6月25日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金商法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）

第８条　委託者は、第3条の規定による受益権については100億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託の全ての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者または販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金商法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金商法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、2026年12月30日までにおいて、委託者または販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、受益者が第47条第2項または第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、委託者が取得申込みに応じる場合には取得申込日の翌営業日の基準価額とし、販売会社が取得申込みに応じる場合には取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、委託者が取得申込みに応じる場合には1口につき1円とし、販売会社が取得申込みに応じる場合には1口につき1円に販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　前項の規定にかかわらず、受益者が第47条第2項または第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第42条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

④　第1項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者または販売会社は、当該取得申込みの代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑤　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金商法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金商法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

⑥　前項により受益権の取得申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みの実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みの実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の取得申込みの価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みの実行の請求を受け付けたものとして、第2項の規定に準じて取り扱うものとします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金商法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イおよびハに掲げるものに該当するものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第17条　委託者は、信託金を、主として、fundnote株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるfundnoteダルトンNAVFセレクトマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

６．特定目的会社に係る特定社債券（金商法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金商法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金商法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金商法第2条1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金商法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14．投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金商法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金商法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金商法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）

17．受益証券発行信託の受益証券（金商法第2条第1項第14号で定めるものをいいま

す。）

18．預託証書（金商法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19．外国法人が発行する譲渡性預金証書

20．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

21．抵当証券（金商法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．金商法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権（貸付債権および金商法第2条第1項で定める有価証券を信託財産とするものに限る。）

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

７．金商法第2条第2項第3号に規定する合名会社もしくは合資会社の社員権（政令で定めるものに限る。）または合同会社の社員権

８．外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの

９．金商法第2条第2項第5号に規定する組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利のうち、当該権利を有する者が出資または拠出をした金銭を充てて行う事業（金商法第2条第1項で定める有価証券に対する投資に限る。）から生ずる収益の配当または当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利

10．外国の法令に基づく権利であって、前号に掲げる権利に類するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約

権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥　前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第34条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第29条、第32条および第37条から第39条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金商法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金商法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第29条、第32条および第37条から第39条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③　前2項の規定にかかわらず、未上場株式等のうち、金商法または会社法もしくはこれらに準じて開示が行われているもので次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

１．金商法第24条の規定に基づき有価証券報告書（金商法第5条に規定する有価証券届出書を含む。）を提出している会社で、当該有価証券報告書に監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている会社の発行するものであること

２．公認会計士または監査法人により、会社法に基づく監査が行われ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている計算書類等が入手できる会社の発行するものであること

３．公認会計士または監査法人により、金商法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を入手できるものであって、今後も継続的に開示が見込める会社の発行するものであること

４．外国株式であって前3号に準ずるもの

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第21条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の35を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④　前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株

予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第22条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券

４．売出しにより取得する株券

５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第24条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金商法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金商法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金商法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商

品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図範囲）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れ）

第29条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。 なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（外貨建資産への投資制限）

第30条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が、信託財産の

純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の10を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第31条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第32条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第33条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第34条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業

務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第35条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第36条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第37条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第38条　委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第39条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないもの

とします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第40条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第41条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第42条 この信託の計算期間は、毎年6月26日から翌年6月25日までとすることを原則とします。 ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2027年6月25日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務等の諸費用）

第44条　信託財産に関する租税、信託事務の処理等に関する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、第2項に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第3号から第10号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

１．信託財産に係る監査費用

２．この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

３．振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用

４．　この信託の計理業務（約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（設定解約処理、法定帳簿管理、法規則に基づく報告、基準価額の配信等）に係る費用

５．有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正も含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用

６．目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用

７．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用

８．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用

９．この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

１０．その他信託事務の管理、運営に係る費用

③委託者は、前項に定める諸費用の支払いを行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。

④委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、年10,000分の10（税抜き）を上限とし、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の一定の率を変更することができます。

⑤第3項の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用ならびに当該諸費用に対する消費税等相当額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときに、信託財産中から委託者に支弁されます。

⑥第2項に定める諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

（信託報酬等の総額）

第45条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の180（税抜き）の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　委託者は第１項の信託報酬の他に運用実績が一定の水準以上に達したとき、実績報酬を信託財産より委託者に支弁します。実績報酬の額は次に掲げる基準、ならびに、計算式および計上方法で算出されます。

１．実績報酬の基準

実績報酬の算定には、ハイ・ウォーター・マークを採用します。

実績報酬は、毎計算期末または信託終了のときにおける10,000口あたり基準価額（収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除前）がハイ・ウォーター・マークを上回っている場合に限り、信託財産中から委託会社に支弁するものとします。ただし、期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する実績報酬額は上記にかかわらず支払われます。

２．実績報酬の計算式および計上方法

毎営業日（毎計算期間の最初の6ヵ月終了日が休業日の場合は、当該休業日を含みます。）、当日の10,000口あたり基準価額（ 収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除前）がハイ・ウォーター・マークを上回っている場合、当該基準価額からハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に100分の14（税抜き）の率を乗じて得た額に、当日の受益権総口数を10,000で除して得た額を乗じて得た額（以下、「実績報酬額」といいます。）を信託財産の費用として計上します。ただし、計上した実績報酬額（計上日の基準価額を基に解約価額を算出する一部解約がある場合は、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を控除した額とします。）は、毎計算期末を除き、計上した翌営業日（毎計算期間の最初の6ヵ月終了日

の前営業日に計上した実績報酬額については、当該計算期間の最初の6ヵ月終了日）に反対計上（戻入処理）します。

３．上記のハイ・ウォーター・マークについては次のとおりとします。

ⅰ）設定日から第1計算期末までのハイ・ウォーター・マーク

・10,000円（10,000口あたり）

ⅱ）第1計算期末の翌営業日以降のハイ・ウォーター・マーク

・毎計算期末の10,000口あたり基準価額（収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除前）がハイ・ウォーター・マークを上回った場合

翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該計算期末の10,000口あたり基準価額（収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除後）に更新されます。

・毎計算期末の10,000口あたり基準価額（収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除前）がハイ・ウォーター・マークを上回らなかった場合

ハイ・ウォーター・マークは更新されません。ただし、この場合においても、収益分配が発生した場合は、ハイ・ウォーター・マークは収益分配金額を控除したものに調整されます。

④　前項の実績報酬（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者が受け取るものとします。

⑤　第1項および第3項の信託報酬等に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第46条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬等および当該信託報酬等に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬等および当該信託報酬等に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

②　前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当

等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第47条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める収益分配金再投資に係る契約（同様の権利義務関係を規定する約款等を含みます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、別に定める収益分配金再投資に係る契約（同様の権利義務関係を規定する約款等を含みます。）に基づき、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

④　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等

の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤　一部解約金（第50条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第50条第1項もしくは第2項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。

⑥　前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者自らの募集に係る受益権に帰属する償還金および一部解約の支払いは、委託者において行うものとします。

⑦　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第48条　受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第49条　受託者は、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第47条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第47条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第50条　受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者または販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求は、6月25日（ただし、2026年6月25日は除きます。）を解約特定日※として受け付けます。一部解約の実行の請求の期限は、解約特定日の前々々月25日（ただし、休業日のときは、翌営業日）までとし、当該解約特定日に係る一部解約の実行の請求については、当該解約特定日の前の解約特定日に係る一部解約の実行の請求の期限の日の翌営業日（ただし、2027年6月の解約特定日については、2026年6月1日）から当該解約特定日に係る一部解約の実行の請求の期限の日までの各営業日に行うものとします。

※休業日の時は、翌営業日を解約特定日とします。

②　前項の規定にかかわらず、次の事由がある場合において、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）から当該事由を証する所定の書類を提示することにより、自己に帰

属する受益権につき、委託者に、委託者または販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行の請求があるときは、委託者は当該請求日から起算して60営業日後の日を受付日として当該請求を受け付けます。

１．受益者が死亡したとき

２．受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき

３．受益者が破産手続開始の決定を受けたとき

４．受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

５．第57条の規定に基づき、受託者が第51条もしくは第56条に規定する書面決議に反対する受益者の受益権を信託財産をもって買い取り、受益者となったとき

６．その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき

③　委託者は、前2項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　第1項に基づく一部解約の価額は、解約特定日の基準価額から当該基準価額に0.5％の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とし、第2項に基づく一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日から起算して60営業日後の日の基準価額から当該基準価額に0.5％の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、一部解約の実行の請求の受付日（第1項の解約においては解約特定日、第2項の解約においては一部解約の実行の請求日から起算して60営業日後の日）において、金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、第1項もしくは第2項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦　前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、第1項に基づく解約、第2項に基づく解約ともに、第4項の規定にかかわらず、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日の基準価額から当該基準価額に0.5％の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

（信託契約の解約）

第51条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口

数が20億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、

この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第55条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第56条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求権）

第57条　第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第58条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第59条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（信託期間の延長）

第60条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（公告）

第61条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://fundnote.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第62条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第63条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第１条　第47条第７項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第２条　第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　2026年5月1日

委託者　　fundnote株式会社

受託者　　三菱UFJ信託銀行株式会社

（fundnoteダルトンNAVFセレクトマザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第15条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している株式を主要投資対象とします。なお、未上場株式等（未上場株式または未登録株式のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」といいます。）または会社法（平成17年法律第86号）もしくはこれらに準じて開示が行われているもので一般社団法人資産運用業協会規則に定める要件を満たすもの）および未上場株式等を実質的な投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等に投資する場合があります。

(2) 投資態度

① 主として、わが国の金融商品取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している株式のうち、本源的価値と現在の株価との乖離が大きい銘柄を厳選して集中的に投資を行います。なお、未上場株式等および未上場株式等を実質的な投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等に投資する場合があります。

② キャッシュリッチ、かつ割安な銘柄（本源的価値と現在の株価との乖離が大きい銘柄）に集中的に投資を行います。

③ 企業の資本効率を高めるための提案を含め、積極的なエンゲージメントを活用して投資先企業のバリューを引き出すことを図ります。

④ 上場株式が非公開化された場合等において、未上場株式等もしくは未上場株式等を実質的な投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等に投資する場合があります。

⑤ 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。

⑥ 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50％以下を基本とします。

⑦ ダルトン・インベストメンツ・インクに、運用に関する権限の一部を委託します。

⑧ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以内とします。

③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑦ 有価証券先物取引等は約款第21条の範囲で行います。

⑧ スワップ取引は約款第22条の範囲で行います。

⑨ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

⑩ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑪ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

⑫ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則して35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託
fundnoteダルトンNAVFセレクトマザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、fundnote株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第14条第1項および第2項ならびに第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的、金額および追加信託の限度額）
第３条　委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、金150億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第47条第2項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による解約の日までとします。
（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）
第５条　この信託にかかる受益証券（第10条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第6条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金商法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行われます。

（受益者）

第６条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするfundnote株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第3条第1項による受益権については100億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託金の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第10条　委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしていなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載または記録をした時において、無効となります。

⑨　第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第11条　委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（投資の対象とする資産の種類）

第12条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金商法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イおよびハに掲げるものに該当するものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第13条　委託者は、信託金を、主として、次の有価証券（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

６．特定目的会社に係る特定社債券（金商法第2条第1項第4号で定めるものをいいま

す。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金商法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金商法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金商法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金商法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14．投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金商法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金商法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金商法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）

17．受益証券発行信託の受益証券（金商法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

18．預託証書（金商法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19．外国法人が発行する譲渡性預金証書

20．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

21．抵当証券（金商法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．金商法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権（貸付債権および金商法第2条第1項で定める有価証券を信託財産とするものに限る。）
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
７．金商法第2条第2項第3号に規定する合名会社もしくは合資会社の社員権（政令で定めるものに限る。）または合同会社の社員権
８．外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの
９．金商法第2条第2項第5号に規定する組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利のうち、当該権利を有する者が出資または拠出をした金銭を充てて行う事業（金商法第2条第1項で定める有価証券に対する投資に限る。）から生ずる収益の配当または当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利
10．外国の法令に基づく権利であって、前号に掲げる権利に類するもの

③　委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第14条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第26条、第29条、第34条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金商法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金商法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げ

る資産への投資等ならびに第20条から第26条、第29条、第34条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第15条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。なお、この信託約款において、金商法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金商法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といいます。

（運用の権限委託）

第16条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。

委託する範囲：株式等の運用

委託先名称：ダルトン・インベストメンツ・インク

委託先所在地：米国、カリフォルニア州、ロサンゼルス

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の委託者が受ける報酬から、毎年１月および７月（ただし、2026年は11月）ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、この信託の信託財産の平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に10,000分の100の率を乗じて得た額およびこの信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の実績報酬額に14分の10の率を乗じて得た額とします。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（投資する株式等の範囲）

第17条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において 取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③　前2項の規定にかかわらず、未上場株式等のうち、金商法または会社法もしくはこ

れらに準じて開示が行われているもので次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

１．金商法第24条の規定に基づき有価証券報告書（金商法第5条に規定する有価証券届出書を含む。）を提出している会社で、当該有価証券報告書に監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている会社の発行するものであること

２．公認会計士または監査法人により、会社法に基づく監査が行われ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている計算書類等が入手できる会社の発行するものであること

３．公認会計士または監査法人により、金商法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を入手できるものであって、今後も継続的に開示が見込める会社の発行するものであること

４．外国株式であって前3号に準ずるもの

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第18条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の35を超えることとなる投資の指図をしません。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第19条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券

４．売出しにより取得する株券

５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第21条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金商法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金商法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金商法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図範囲）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れ）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（外貨建資産への投資制限）

第27条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の10を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第28条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第29条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第30条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第31条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第34条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条　委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第36条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第37条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当があ

る場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条 この信託の計算期間は、毎年6月26日から翌年6月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2027年6月25日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします

（信託財産に関する報告等）

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第41条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第42条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第43条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額

を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第44条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第45条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第46条　委託者は、受益者の請求があった場合には、一部解約を行います。解約金は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から、当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第47条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

にあたる多数をもって行います。

⑥　第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第48条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第49条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第50条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第51条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第52条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、

あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第53条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提

供しません。

（公告）

第56条　委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://fundnote.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第57条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第１条　第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　2026年5月1日

委託者　　fundnote株式会社

受託者　　三菱UFJ信託銀行株式会社